

令和 6 年度ウォーターPPP 事前検討業務委託

特 記 仕 様 書

那覇市上下水道局 下水道課

1.業務目的

那覇市の公共下水道事業は、昭和 40 年7月に若狭、辻地区において汚水排除を対象とした工事着手することにより事業が開始された。昭和47年お本土復帰以降は、沖縄県中部流域下水道那覇処理区の流域関連公共下水道事業として鋭意整備を行い、公衆衛生の向上や生活環境の改善、公共用水域の水質保全に貢献してきた。一方で、本格的な整備から約50年が経過し、老朽化施設の増大、人口減少等、本市下水道事業を取り巻く環境は大きく変化している。特に、効率的かつ持続的な住民サービスを行うため、執行体制や事業運営等の再検証が必要不可欠となっている。このような中、解決策の一つとして、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携(PPP/PFI 手法)の活用が推奨されている。特に、令和 5 年に改定された PPP/PFI 推進アクションプラン(内閣府)では、下水道、水道、工業用水道の分野において「ウォーターPPP」の推進が求められている。

本業務は、那覇市流域関連公共下水道において、現状の執行体制や事業運営等の現状分析を行った上で、ウォーターPPP を含む官民連携の導入に関する基礎調査を行うものである。なお、他都市と異なり管理運営する施設が比較的少なく、地形特性として密集したエリアで下水道整備が行われている等、本市特有の環境条件等も踏まえた検討を実施し、官民連携の基本方針を検討するものとする。

ただし、本業務は、ウォーターPPP 導入を前提とした調査ではなく、本市の継続的かつ持続的な下水道事業及び経営に際して、ウォーターPPP 導入が効果的なものになるかを検証し、本市の方向性を決定するための根拠とするものである。

2.業務範囲

- (1)対象面積:3,522.08ha(令和 5 年度末 汚水整備面積)
1,917.17ha(令和 5 年度末 雨水整備面積)

(2)対象施設:(既設)

①汚水管渠	:約 592km
②雨水管渠	:約 151km
②中継ポンプ場	:2箇所(赤嶺及び具志汚水中継ポンプ場)
③マンホールポンプ施設	:8箇所
④雨水ポンプ場	:1箇所(古波蔵雨水ポンプ場)
⑤再生水管	:約9km

3.業務内容

1.資料の収集・整理

1.1 施設情報の収集・整理

(1)上位計画・関連計画の収集・整理

業務遂行に必要となる各種計画資料を収集・整理する。なお、以下に示す項目は想定であるため、発注者と協議調整の上決定する。

- 下水道基本構想ビジョン
 - 下水道全体計画
 - 下水道法事業計画
 - スtockマネジメント計画
 - 総合地震対策計画
 - 耐水化計画
- 等

(2)維持管理及び建設改良情報の収集・整理

業務遂行に必要となる各種維持管理及び建設改良資料を収集・整理する。なお、以下に示す項目は想定であるため、発注者と協議調整の上決定する。

- 現行の各種維持管理業務委託仕様書
- 管路の維持管理(清掃、点検、調査、修繕、事故、苦情等)に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- 管路の建設改良(更新、長寿命化対策等)に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ポンプ場の保安全管理(点検、調査、修繕、故障等)に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ポンプ場の運転管理(水量、水質、ユーティリティ等)に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- その他業務遂行上必要となる資料

(3)財務情報の収集・整理

業務遂行に必要となる財務情報を収集・整理する。なお、財務情報整理にあたっては、工種別に交付金の充当状況を整理するものとする。また、発注者と協議調整の上必要と判断される費目等について整理する。

2.現状把握・課題整理

2.1 既存計画の把握と課題整理

資料収集・整理において取りまとめた各種事業の年次別スケジュールとその概要の一覧を作成し、各種事業の必要性と事業予定からみた問題点、課題等を確認する。

2.2 施設の維持管理状況の把握と課題整理

資料収集・整理及び関係者ヒアリング結果を基に、業務対象施設の維持管理状況（運転管理、保守・修繕等）を確認し、現状の維持管理における問題点、課題等を確認する。

2.3 業務執行体制の把握と課題整理

資料収集・整理及び関係者ヒアリング結果を基に、本市の業務執行体制を把握し、現状及び将来の業務執行体制における問題点、課題等を確認する。

2.4 関係者へのヒアリング

市で認識する現在の下水道事業における現状と課題及び官民連携導入における懸念事項について、財務、計画策定、業務執行及び維持管理を所管する担当課へヒアリングを行い、その結果を整理する。また、現在本市の下水道事業に従事する既存民間事業者へのヒアリングを実施する。

2.5 課題の取りまとめ

2.1～2.4 で確認した結果を体系的に取りまとめ、各課題に対し官民連携導入における影響（解決課題、継続課題、事業方式検討時の留意事項等）を整理する。

3. 官民連携事業における基本方針の検討

3.1 官民連携事業の整理

本市の下水道事業において、ウォーターPPP をはじめとした官民連携の適応性を検討するため、下水道事業における官民連携の事例を整理する。また、この中で本市の下水道事業に適応性が高い事業手法を定性的に選定する。

3.2 事業範囲の検討

上記の官民連携事業の整理の中から本市の下水道事業で適応可能である事業手法において、事業範囲の検討を行う。なお、ウォーターPPP の可能性を検討する際には、管渠に関する維持管理、改築更新等を含めることとする。また、事業範囲に関しては、複数案を設定し、今後の導入可能性調査において活用できるような基礎資料として整理すること。なお、事業範囲については、概略検討のため、最終的に確定させるものではないが、今後の導入可能性調査（検討）において、最有力となる事業範囲を設定する。

3.3 官民連携事業に対する概略評価

上記の検討結果を踏まえ、官民連携事業の判断基準となる概略のコスト比較を行うものとする。なお、概略検討のため、これまでの実績等を勘案し、検討を行うものとする。

①従来方式の事業費の算定

従来の事業手法として「官」が実施した場合の設計費、建設費等を算出するものとする。なお、維持管理費は現在の委託費等を勘案した費用とする。

②官民連携事業費の算定

官民連携事業手法をもとに、民間事業者の事業期間中の事業シミュレーションを行うものとする。

③コスト比較

従来方式の事業費と官民連携方式の事業費の比較検討を行うものとする。なお、比較検討にあたっては、将来 20 年間の事業運営に係るコスト等を算出、評価するものとする。また、20 年度～30 年後までの期間に関しては、参考値として算出、評価するものとする。

④総合評価

前項③においては、経済性のみを評価しているが、官民連携事業において想定される災害時対応や技術継承等の経済性以外のメリットやデメリットを抽出、整理し、総合評価を行うものとする。なお、評価項目に関しては、受注者より提案し、発注者と協議調整の上決定するものとする。

※上記①～③概略評価にあたっては、管路施設更新事業における交付金の適用・未適用時のシナリオ等についても検討するものとする。また、発注者と協議調整の上、その他シナリオについて検討する可能性がある。

※3.3 官民連携事業に対する概略評価に関しては、評価シートを EXCEL 形式で作成し、使用料単価等の諸条件が変化した場合でも検討可能な成果とする。

4. 照 査

業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用して業務の高い質を確保し、成果図書に誤りがないよう照査を実施する。

5. 報告書作成

前項までの検討結果を踏まえ、報告書及び参考資料等の取り纏めを行う。なお、報告書作成にあたっては、庁内説明等に必要の概要版を作成する。

4.設計協議

本業務の検討に係る設計協議を、初回、中間 3 回、最終の計 5 回行うものとする。なお、初回及び最終協議に関しては、管理技術者が立会ものとする。また、両者協議のうえ必要に応じて適時協議を行うものとする。

5.成果品提出図書

本業務の成果品は以下のとおりとする。

成 果 品 項 目	部 数	備 考
(1)報 告 書	2部	A4 版製本
(2)参 考 資 料	2部	A4 版製本
(3)議 事 録	2部	A4 版製本
(4)電 子 成 果	2部	CD-R

6.工 期

契約日 ～ 令和7年3月 31 日

7.その他特記事項

本業務は、基礎調査業務であるため、受託者は今後発注される官民連携事業における事業者となることを妨げるものではない。また、本業務成果は、全て開示資料(特許等に関わるもの以外)として提供を予定とする。

8.法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。また、この契約の履行にあたり個人情報の保護に関する法律、那覇市個人情報保護条例を遵守し、業務で知りえた秘密・個人情報情報を漏らしてはならない。

9.費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本特記仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

10.提出書類

受注者は、以下に掲げる書類を局が定める様式により提出しなければならない。また、提出した書類に変更が生じたときには、速やかにその理由を付して変更届を提出しなければならない。

No.	様 式	部 数	提出期限
1	業 務 着 手 届	2	契 約 締 結 後 7 日 以 内
2	管 理 ・ 照 査 技 術 者 届	2	//
3	雇 用 関 係 証 明 書	2	//
4	略 歴 書	2	//
5	実 務 経 験 証 明 書	2	//
6	測量業者・建設コンサルタント登録	2	//
7	業 務 工 程 表	2	//
8	業 務 計 画 書	2	契 約 締 結 後 1 4 日 以 内
9	業 務 委 託 月 報	2	月 末
10	業 務 打 合 せ 簿	2	打 合 せ 協 議 後 7 日 以 内
11	業 務 完 了 届	2	完 了 後
12	成 果 品 引 渡 書	2	検 査 合 格 後
13	請 求 書	1	//

11.疑義の協議

本特記仕様書、質問回答書及び設計図書等に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、監督員と協議した上これを決定する。

12.留意事項

- (1)業務に必要な資料等は、局が提供するほかは全て受注者で収集するものとする。
- (2)業務は発注者、受注者及び関係者と協議の上で、業務に必要な調整を行うと同時に関係法令に基づいて、関係機関等と事前協議を行い、設計条件に影響する事項を確認してから設計すること。
- (3)成果品及びその資料は全て局に帰するものであり、受注者は業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (4)本特記仕様書に明示されなくとも、作業上必要となるものについては、受注者の負担において実施するものとする。
- (5)完了後においても局から成果品の手直しを指示された場合、受注者はこれに従わなければならない。このときの費用は受注者負担とする。

13.資料の収集及び調査

業務上必要な資料の収集については、関係機関においての将来計画を含めて調査しなければならない。

14.設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合、監督員と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

15.設計の資料

設計の計算根拠、資料等は全て明確にし、整理して提出しなければならない。

16.参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献資料名を明記しなければならない。

17.業務計画書

業務計画書の作成にあたっては、本特記仕様書及びプロポーザル提案内容について受注者との協議により決定した仕様書に基づき工程表、作業方法等の必要事項を記載し、提出しなければならない。ま

た、照査に関する事項を定めた照査計画を作成し業務計画書に記載すること。

18.工程進捗状況報告書の提出

受注者は工程の進捗状況報告書を毎月末に提出すること。

19.保 険

受注者は法定外労災補償（建設共済等）、請負業者賠償責任保険等に参加し、証券またはこれに変わるものを提示すること。

20.暴力団等による不当介入の排除対策

受注者は、当該業務委託の履行に当たって「那覇市上下水道局建設工事等からの暴力団排除に関する協定書」（平成 23 年 2 月 15 日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。受注者が違反したことが判明した場合には、局は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- 1 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 暴力団員等から不当要求による被害又は業務委託妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 3 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。
- 4 下請負業者がある場合は、下請負業者へも「暴力団等による不当介入の排除対策」について指導し、下請負業者が不当介入を受けている場合は、元請負業者が報告等を行うこと。

21.那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策

- 1 受注者は、暴力団密接関係者を局発注工事等から排除するため、別紙「誓約書兼同意書」を総務課へ提出しなければならない。
- 2 受注者は、当該業務委託契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に別紙「誓約書兼同意書」を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- 3 受注者は、直近上位発注者に対し、別紙「誓約書兼同意書」を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- 4 受注者はその旨、全ての当該業務委託関連者に周知しなければならない。